

賃金改善のイメージ図及び参考例(R8.5.25修正)

対象職員数5名の無床診療所(基準額150,000円)をモデルケースとして、本補助金の対象となるベースアップ(※)の内容について参考例を掲載いたします。

※基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ(定期昇給を除く)を指す。

補助金の対象となる場合

例1-1: 対象職員について令和7年12月からベースアップを行った場合
(従前からベースアップ評価料を届け出ている施設における場合)

								↓ R8ベースアップ評価料等により賃金改善水準を維持・拡大
	5,000円/人	5,000円/人	5,000円/人	5,000円/人	5,000円/人	5,000円/人	5,000円/人	
	令和7年11月末時点の賃金水準							
~R7.11月	12月	R8.1月	2月	3月	4月	5月	6月~	

補助対象額: 5,000円 × 6か月(12~5月) × 5人 = 150,000円

例1-2: 対象職員について令和7年12月からベースアップを行った場合
(令和7年12月以降に新たにベースアップ評価料の届出を行った場合)

								↓ R8ベースアップ評価料等により賃金改善水準を維持・拡大
	5,000円/人	5,000円/人	5,000円/人	5,000円/人	5,000円/人	5,000円/人	5,000円/人	
	令和7年11月末時点の賃金水準							
~R7.11月	12月	R8.1月	2月	3月	4月	5月	6月~	

補助対象額: 5,000円 × 6か月(12~5月) × 5人 = 150,000円
 ※ベースアップ評価料による賃金改善(2.0%相当)に上乗せして賃金改善を行う必要あり

例1-3: 対象職員について令和7年12月からベースアップを行った場合
(ベースアップの総額が補助基準額に達しない場合)

								↓ R8ベースアップ評価料等により賃金改善水準を維持・拡大
	3,000円/人	3,000円/人	3,000円/人	3,000円/人	3,000円/人	3,000円/人	3,000円/人	
	令和7年11月末時点の賃金水準							
~R7.11月	12月	R8.1月	2月	3月	4月	5月	6月~	

補助対象額: 3,000円 × 6か月(12~5月) × 5人 = 90,000円
 ※無床診療所の基準額150,000円と比較して賃金改善の総額の方が低いため、補助額は90,000円

例2: 対象職員について令和8年4月からベースアップを行い、3月に12~3月の4か月分相当の一時金を支給した場合

								↓ R8ベースアップ評価料等により賃金改善水準を維持・拡大
				20,000円/人 ※一時金	5,000円/人	5,000円/人	5,000円/人	
	令和7年11月末時点の賃金水準							
~R7.11月	12月	R8.1月	2月	3月	4月	5月	6月~	

補助対象額: (5,000円 × 2か月(4・5月) × 5人) + (20,000円 × 5人) = 150,000円
 ※12~3月分を一時金として支給した場合も4・5月分は必ずベースアップを行う必要あり
 ※一時金に割合を寄せること(例: 一時金22,000円、ベースアップ4,000円)やその逆も可能
 ※システム改修等などやむをえない事情により一時金の支給が4月以降となった場合も対象

例3-1: R7年11月までに2.0%を超える賃上げをすでに実施している場合

↓ R8ベースアップ評価料等により賃金改善水準を維持・拡大

5,000円/人 (2%超過分)	5,000円/人 (2%超過分)	5,000円/人 (2%超過分)	5,000円/人 (2%超過分)	5,000円/人 (2%超過分)	5,000円/人 (2%超過分)	5,000円/人 (2%超過分)	5,000円/人 (2%超過分)
2.0%賃上げ部分							
令和7年3月末時点の賃金水準							
~R7.11月	12月	R8.1月	2月	3月	4月	5月	6月~

補助対象額: 5,000円 × 6か月 × 5人 = 150,000円
 ※12月以降に上乗せして賃上げを行っていない場合も補助金の対象となります。

**例3-2: R7年11月までに2.0%を超える賃上げをすでに実施している場合
 (2.0%を超える賃上げのみでは基準額に満たないため、更なる賃上げを行う場合)**

↓ R8ベースアップ評価料等により賃金改善水準を維持・拡大

	2,000円/人	2,000円/人	2,000円/人	2,000円/人	2,000円/人	2,000円/人	2,000円/人	5,000円/人 (2%超過分)
3,000円/人 (2%超過分)	3,000円/人 (2%超過分)	3,000円/人 (2%超過分)	3,000円/人 (2%超過分)	3,000円/人 (2%超過分)	3,000円/人 (2%超過分)	3,000円/人 (2%超過分)	3,000円/人 (2%超過分)	
2.0%賃上げ部分								
令和7年3月末時点の賃金水準								
~R7.11月	12月	R8.1月	2月	3月	4月	5月	6月~	

補助対象額: (3,000円 × 6か月 × 5人) + (2,000円 × 6か月 × 5人) = 150,000円
 ※2.0%を超える賃上げ部分のみでは基準額に達しない場合、更なる賃金改善も対象

補助金の対象にならない場合

例1: 12月~5月までベースアップを行ったが、6月以降に賃金改善の水準を維持できなかった場合

↓ R8ベースアップ評価料等により賃金改善水準を維持・拡大

	5,000円/人	5,000円/人	5,000円/人	5,000円/人	5,000円/人	5,000円/人	5,000円/人	×
令和7年11月末時点の賃金水準								
~R7.11月	12月	R8.1月	2月	3月	4月	5月	6月~	

× 賃金改善の水準が維持されていないため、補助対象となりません
 ※受診患者数等によるベースアップ評価料収入の変動に伴うものは除く(FAQ2-12)

例1: 4・5月にベースアップを行ったが、12~3月までベースアップまたは一時金の支給を行わなかった場合

↓ R8ベースアップ評価料等により賃金改善水準を維持・拡大

	×	×	×	×	5,000円/人	5,000円/人	5,000円/人
令和7年11月末時点の賃金水準							
~R7.11月	12月	R8.1月	2月	3月	4月	5月	6月~

× 12~3月の賃金改善が行われていないため、補助対象となりません